仕事で悩むあなたを
応援（サポート）します

女性のための 連合全国一斉集中 労働相談ホットライン

2023年6月6日(火)～7日(水) 10:00～18:00

ケアハラ・性差別

夫が育児休業を希望したら、
会社の上司に「周りに迷惑がかかるから
よく考えてみて」と言われた。
これって当たり前?

年次有給休暇

年休をとろうとしたら、
「正社員にはあるけど、パート
タイマーにはない。就業規則にも
そう書いてある」と言われた。
それっておかしくない?

解雇・雇止め

半年ごとの有期契約で働き、
まもなく5年目を迎えるが、いきなり
「次回の契約更新はできない」と言われた。
受け入れないといけないの?

勤務時間の削減

仕事が少ないのを理由に、
契約上の労働時間より
勤務時間を減らされている。
これって契約違反じゃないの?

パワハラ

同僚から「頭おかしい」
「バカか」と日常的に言われ、つらい。
相手が上司じゃないから、
パワハラにならないの?

女性のための 連合全国一斉集中 **労働相談ホットライン**

フリーダイヤル 0120-154-052 いこうよ れんごうに

相談無料 秘密厳守 携帯・スマホOK

2023年6月6日(火)～7日(水) 10:00～18:00

※上記期間以外も受付しています。 ※受付時間は地域によって異なります。

電話で相談!

LINEで相談! 期間限定 6月6日(火)～7日(水) 10:00～15:00（最終受付14:30）

労働相談チャットボット「ゆにボ」

フリーランス課題解決サイト「Wor-Q」

日本労働組合総連合会神奈川県連合会（連合神奈川） 連合神奈川

つくろう！はいろう！

労働組合！

連合が
労働組合づくりを
お手伝いします！

安心して働くために…みんなで力を合わせて職場を改善！

日本労働組合総連合会神奈川県連合会（連合神奈川）

まずは連合にご相談を！

フリーダイヤル　いこうよ　れんごうに
0120-154-052

相談無料　秘密厳守　携帯・スマホOK

賃金が低い。休みもない

職場でパワハラやセクハラがある…

こんなとき、労働組合があれば…

＼職場の声を反映！／

労働条件が向上！

賃金、労働時間・休日、残業時間などについて、労働組合が職場の声を反映した要求を出し、会社と対等に話し合って決定します。

＼職場の問題を共有！／

職場の環境が改善！

職場の意見や課題を会社に伝え、職場全体の問題として会社と話し合うので、性別・雇用形態・国籍に関わらず職場の風通しが良くなり、みんなが働きがいをもって働けるようになります。

＼泣き寝入りしない！／

雇用が安定！

労働組合の最も重要な役割は“雇用を守ること”。不当な解雇に泣き寝入りすることはありません。いざというときには労働組合が会社と交渉し、雇用と生活を守ります。

職場で働く人の中から選ばれた「過半数代表者」がいなかったり、「過半数労働組合」がなければ、会社と「36協定」を締結して、法律上の労働時間を上回って働いたり、休日に働いたりすることができないことになっているんだよ！

法律上の労働時間の上限	1週40時間、1日8時間

労働時間や休日、残業時間は法律で定められています。

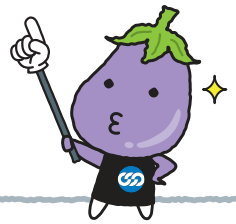

「過半数代表者」と「36協定」はこちらを参考に！

連合リーフレット／「改めて確認しよう！過半数代表」

連合神奈川 Facebookページ

連合神奈川 Twitter

フォローお願いします！